

「地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会」 におけるこれまでの主な検討状況

1. 議論の進め方

- ・「地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会」(以下「台帳作業部会」という。)では、地方公共団体における固定資産台帳の整備や複式簿記の導入等に関して、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の「中間とりまとめ」を踏まえた実務的な検討を行う。
- ・検討にあたっては、これまでの各地方公共団体における取組実績、評価及び課題を踏まえ、全ての地方公共団体への整備等を推進する観点から、実務面での実施可能性という観点を重視することとする。

2. 検討スケジュール・進捗

開催回	開催(予定)	議題等
第1回	10月1日	・台帳作業部会の運営方針等について ・検討項目(案)について ・議論の進め方及びスケジュール(案)について
第2回	10月31日	・固定資産台帳の整備目的・記載内容・記載対象範囲・計上単位について 等
第3回	11月27日	・固定資産台帳の整備方法等の実務について 等
第4回	12月26日	・各種台帳の活用について 等
第5回	1月下旬	・その他の論点項目、複式簿記の導入について
第6回	2月下旬	・報告書(案)について

3. 主な検討項目の整理の方向性

① 固定資産台帳の整備目的・記載項目

- ・固定資産台帳は、各地方公共団体の財務状況を表す財務書類の作成の基礎資料であることから、そのための必要な情報を備えた補助簿として整備する。
- ・このため、一資産単位ごとに、勘定科目、名称、取得年月日、取得価額、耐用年数、減価償却累計額、帳簿価額、数量（延べ床面積）等の情報を備える（別紙「固定資産台帳の記載項目（案）」）。なお、これらの情報は資産管理の目的にも必要。
- ・公有財産台帳等と固定資産台帳は、相互の整合性の保持、効率的な管理のため、資産番号等を共用してリンクすることが望ましい。
- ・固定資産台帳を公共施設マネジメント等に活用することについては、各地方公共団

体の判断により、それぞれの状況に応じて固定資産台帳に記載する項目を追加することなどにより、活用の幅を広げられることを提示。

<以下の点については、引き続き検討>

- ・別紙「固定資産台帳の記載項目（案）」
- ・将来的には公有財産台帳等と一体的な管理を行うことが望まれるため、将来的な一元化を見据えた財務会計目的の固定資産台帳としての整備とするか。

②固定資産台帳の記載対象範囲

- ・原則として所有するもの全てを対象とする。
- ・所有外資産の取扱いについては、基準作業部会における検討を踏まえて整理する。

③固定資産台帳の計上単位

- ・以下の原則に沿って固定資産台帳に記載する（1単位（口座）は、棟、個、台、筆、m²、m 等が基本単位）。
 - (1) 現物との照合が可能な単位であること
 - (2) 取替や更新を行う単位であること
- ・上記原則については、(1)により、固定資産について、その現物が確認でき、対応する価額が特定できることが必要となり、かつ、(2)により、例えば耐用年数が異なるなど減価償却の単位に区分することが必要となる。
- ・例外として、開始時においては、道路、水路、河川等、1区間単位の価額算定が困難な場合に限り、年度単位に供用開始した合計数量（延長キロ等）をもって記帳単位（口座）とすることも妨げないが、例えば道路については、管理は年度単位よりは路線単位等で行われていることが想定されるため、開始後においては、新たに整備したものや更新が行われたタイミングで路線単位等の管理にすることとし、精緻化を図ることが望まれる。
- ・開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体として見なして本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができる。ただし、開始後に取得するものについては、原則に従い建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することとし、開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新が行われたタイミングで分けて記載することとし、精緻化を図ることが望まれる。
- ・道路の取得価額には、取得にかかる直接的な対価の他、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含める。

④固定資産台帳の整備手順等の実務<検討の方向性>

- ・地方公共団体における実際の整備体制や先進団体の事例を踏まえ、整備体制の例を示す。
- ・固定資産台帳の整備手順等について、基本的には現行の「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」を踏襲する。
- ・固定資産台帳の管理についての手順も示す。

固定資産台帳の記載項目(案)

新地方公会計モデル		①必要最小限の項目 (基本的に新地方公会計モデルを踏襲)	②台帳整備の基本とする項目 (部会での議論を踏まえ新地方公会計モデルに項目を追加)	項目の説明	③更なる活用として提示する項目 (公共施設マネジメント関係の項目を追加)
1	番号	番号	番号	資産の番号	
2	枝番	枝番	枝番	同一の資産について計上を区分したい場合等の枝番	
3		所在地	所在地	資産の所在地	
4	所属(部局等)	所属(部局等)	所属(部局等)	資産を管理している主たる管理部署	
5	勘定科目(種目・種別)	勘定科目(種目・種別)	勘定科目(種目・種別)	適用する勘定科目	
6	件名(施設名)	件名(施設名)	件名(施設名)	資産の名称	
7	リース区分	リース区分	リース区分	所有物かリース資産であるかの区分	
8	耐用年数分類(構造)	耐用年数分類(構造)	耐用年数分類(構造)	適用する耐用年数の種類	
9	耐用年数	耐用年数	耐用年数	適用する耐用年数の年数	
10	取得年月日	取得年月日	取得年月日	取得した年月日	
11	供用開始年月日	供用開始年月日	供用開始年月日	供用開始した年月日	
12	取得価額・取得価額相当額	取得価額・取得価額相当額	取得価額・取得価額相当額	取得価額又は算定した取得価額相当額	
13	増減異動日付	増減異動日付	増減異動日付	前年度から資産が増減した場合の日付	
14	増減異動前簿価	増減異動前簿価	増減異動前簿価	資産の増減を反映する前の簿価(期首簿価)	
15	増減異動事由	増減異動事由	増減異動事由	増減が異動した事由	
16	今回増加額	今回増加額	今回増加額	異動により増額した金額(17~22の合計)	
17			有償取得額	有償で取得した増分の金額	
18			無償所管替増分	無償で所管替した増分の金額	
19	今回増加内訳	その他無償取得分	その他無償取得分	その他無償で取得した増分の金額	
20		調査判明増分	調査判明増分	年度内調査により新たに判明した増分の金額	
21		振替増額	振替増額	別科目から振替した増分の金額	
22		評価等増額	評価等増額	再評価等を行った増分の金額	
23	今回減少額		今回減少額	異動により減額した金額(24~30の合計)	
24			除却額	除却した減分の金額	
25			無償所管替減分	無償で所管替した減分の金額	
26	今回減少内訳	その他無償譲渡分	その他無償譲渡分	その他無償で譲渡した減分の金額	
27		誤記載減少分	誤記載減少分	年度内調査により新たに判明した減分の金額	
28		振替・分割減額	振替・分割減額	別科目から振替した減分の金額	
29		減価償却額	減価償却額	当年度の減価償却費相当額(インフラ資産は直接資本減耗相当額)	
30		評価等減額	評価等減額	評価等減額	
31	増減異動後簿価		増減異動後簿価	増減異動後簿価	
32		会計区分	会計区分	資産の会計区分	
33	予算執行科目	予算執行科目	予算執行科目	取得時の予算科目名(予算科目が複数に渡る場合もあるので、複数用意する)	
34	取得財源内訳(P)		取得財源内訳(P)	取得時の財源内訳(P)	
35	用途	用途	用途	資産の用途	
36	事業分類	事業分類	事業分類	使用されている事業分類名	
37	開始時見積資産	開始時見積資産	開始時見積資産	開始時の固定資産について、取得価額・取得価額相当額、取得年度が判明せず、直接開始価額を評価した場合の金額	
38	各種属性情報	各種属性情報	各種属性情報	その他で管理すべき付加情報	
39	売却可能区分	売却可能区分	売却可能区分	売却可能資産であるか否かの区分	
40		時価等(P)	時価等(P)	売却可能資産の場合は売却可能額(その他の資産の場合は、任意記録用)(P)	
41	完全除却済記号	完全除却済記号	完全除却済記号	当該資産を除却した場合のフラグ	
42			数量((延べ床)面積)	資産の数量、(延べ床)面積	
43			階数(建物)	資産が建物の場合の階数	
44			地目(土地)	資産が土地の場合の地目	
45			稼働年数	資産の稼働年数	
46			目的別資産区分	目的別の資産区分	
47			減価償却累計額	減価償却費の累計額	
48			財産区分(行政財産・普通財産)	公有財産台帳上の財産区分	
49			公有財産台帳との連携	公有財産台帳の番号とのリンク	
50			法定台帳との連携	法定台帳の番号とのリンク	
51					耐震判断の有無(建物)
52					耐震化済(建物)
53					複合化状況
54					利用者数(件数)
55					稼働率
56					運営方式
57					運営時間
58					職員人数
59					コスト(管理費、事業運営費、光熱水費等)